

さくら招へいプログラム 代替オンライン交流の概要

新型コロナウイルス感染症により諸外国との往来制限が長期化する中、実際の招へい（実招へい）に替えて各機関の国際化や交流の継続を促進することを目的として、代替オンライン交流を支援いたします。

1. 対象

すでに採択されたさくら招へいプログラムの交流計画であって、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない場合における、実招へいの代替としてのオンライン交流であり、かつ採択されたテーマ・計画内容の下、その要素の一部実施・方法を変更しての実施を趣旨とするものが対象です。

※ JST に「招へい辞退及び代替オンライン交流申請書」を提出した後、代替オンライン交流の実施が可能となります。

※ 代替オンライン交流には、さくらオンラインプログラムの要件（日数・人数等）は適用されません。

2. 実施内容

以下のような実施内容が想定されます。具体的な内容は、これに限らず各交流のテーマや参加者の属性に応じて効果的なものとなるよう各実施機関（※実招へいにおける受入れ機関を、オンライン交流では「実施機関」と呼ぶこととします。）が工夫してください。

（要素例）

- 実施機関の紹介、留学案内、日本の紹介
- 学生との交流
- オンラインでのシンポジウム、ワークショップ
- 実施機関関係者や協力者による講義や実演
- 双方の取り組みや研究の紹介・共有、ディスカッション
- 共同研究の準備段階としての、日本の研究施設・設備等を活用した計測・分析とその結果の共有

3. スケジュール（実施日程）

交流を実施する日数・期間に制限は設けませんが、2022年3月15日までに交流を終了してください。短期間あるいは週・月単位のシリーズ実施などが可能です。

※ 代替オンライン交流の内容に関してあらためて選考は行いませんが、費用の必要

性および交流の効果を最大化するための計画になっているかについて、提出いただいた代替オンライン交流の業務計画書を確認させていただきます。その結果、計画の変更をお願いする場合があります。

4. 支援内容

1件あたり100万円未満（直接経費、一般管理費総額）を基本とします。ただし、計画実施のために金額を超過する場合はJSTにご相談ください。支援対象は、日本国内において支出、使用する※1以下の費用です。（詳細は「代替オンライン交流 事務処理要領」をご確認ください。）

- 計画に協力する者（外部講師やアルバイト）の国内旅費（1日あたり日当+宿泊費の上限額15,000円）、謝金※2
- 消耗品（実験消耗品等の交流計画に必須の少額物品、専用会場やオンライン交流ツールの利用料（利用日または利用月のみ）、テキスト等の配布資料や映像等の製作費、外注費）※3、4
- 謝金にかかる消費税相当額
- 一般管理費（直接経費10%上限）
- その他JSTが必要と認めるもの（個別にご相談ください）

- ※1 参加機関で使用するもので、代替オンライン交流に必須かつ実施機関でしか入手できない必要最低限の試料や組み立て材料、配付資料等の費用およびその輸送費の計上は可能とします。（参加機関側で購入しうる一般的な物品はJST支援金の対象とはなりません）。また、安全保障貿易管理上の取り扱いについても実施機関が責任をもって監督してください。
- ※2 代替オンライン交流では、交流日数×3人×8時間を上限として計上が可能です。この範囲であれば、事前準備や事後対応に係る業務の場合も計上が可能です。（交流日数は開始日から終了日ではありません。事前打ち合わせやそれぞれの国内活動を除き、実際に交流する日数を当てはめてください。）
- ※3 汎用性が高いパソコン、映像・音声機器、印刷機等の電化製品は支援対象外です。また、その他の設備や備品についても、実施機関所有のものを活用いただくことを前提とした事業ですので、原則として計上できません。
- ※4 実招へいする場合の交流計画では、消耗品費用等を計上していただく「プログラム経費 その他」の費目に上限額を設けていますが、代替オンライン交流にお

いては上限額を設けません。

5. 申請方法

さくらサイエンスプログラムのウェブサイトから各種様式をダウンロードしていただき、JST の各契約担当者（左記が不明の場合は ssp-keiyaku@jst.go.jp）宛にご提出ください。メールタイトルは「代替オンライン交流計画書_受付番号_受入れ機関名」にて申請してください。原則として交流開始 1 ヶ月前までにご提出をお願いします。

6. その他

(1) 契約、報告等の取り扱い

- ① 代替オンライン交流用のひな型により、JST と実施協定を締結していただきます。経理手続き、費用の考え方については代替オンライン交流事務処理要領に準じます。
- ② 実施機関からの終了報告書、実施主担当者による終了報告書等をご提出いただきます（いずれも代替オンライン交流用の様式）。提出期限は、交流計画終了後 30 日以内または 2021 年 3 月 22 日のいずれか早い日までとなります。

(2) 代替オンライン交流実施後の取り扱い

- ① 代替オンライン交流実施後、水際対策が緩和された場合でも、実招への交流計画を全部あるいは一部の国・地域に対して実施することはできません。
- ② 代替オンライン交流の参加者であっても、その後、実招へいが可能になった時点でさくらサイエンスプログラムへの参加要件を満たしていれば、招へい者として参加することが可能です。

以 上